

やまなしイノベーション創出事業費補助金（経営計画等）交付要綱

（通則）

第1条 やまなしイノベーション創出事業費補助金（経営計画等）（以下「補助金」という。）の交付については、山梨県補助金等交付規則（昭和38年規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

（目的）

第2条 本補助金は、小規模事業者が、持続的な経営に向け、経営計画に基づいて取り組む創意工夫を凝らした地道な販路開拓等、又は経営革新計画に基づいて取り組む新商品・サービスの開発、生産、提供等（以下「間接補助事業」という。）を支援することにより、地域の原動力となる小規模事業者の活性化を図り、もって本県経済の維持、発展に資することを目的とし、山梨県商工会連合会（以下「県連合会」という。）が行う間接補助事業に関する審査、事業費の交付決定、確定検査、支払い等（以下「補助事業」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

（定義）

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、次の各号の定めるところによる。

- (1) 「小規模事業者」とは、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号）第2条に規定する者であって、山梨県内に主たる事業所を有する者をいう。
- (2) 「商工会」とは、商工会法（昭和35年法律第89号）に規定する商工会をいう。
- (3) 「県連合会」とは、商工会法に規定する都道府県商工会連合会のうち、山梨県商工会連合会をいう。
- (4) 「商工会議所」とは、商工会議所法（昭和28年法律第143号）に規定する商工会議所をいう。
- (5) 「経営計画」とは、小規模事業者が、商工会及び商工会議所の支援を受け、自社や自社の提供する商品・サービスの強み、経営方針・目標等をまとめた計画をいう。
- (6) 「経営革新計画」とは、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第8条第1項に基づき知事の承認を受けた計画をいう。
- (7) 「間接補助事業者」とは、県連合会の補助を受けて間接補助事業を行う者をいう。

（補助対象経費及び補助率）

第4条 本補助金の補助対象経費の区分及び補助率は、別表のとおりとする。

（補助金交付の申請）

第5条 県連合会長は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式

第1号)に関係書類を添えて、知事が別に定める期日までに、知事に提出しなければならない。

- 2 県連合会長は、前項の申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る消費税仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年12月30日法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りではない。

(補助金交付の決定)

第6条 知事は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、これを審査の上、補助金を交付すべきものと認めるときは交付の決定を行い、交付決定通知書(様式第2号)により速やかに通知するものとする。

- 2 知事は、前条第2項により補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税等仕入控除税額を減額して交付決定するものとする。

- 3 知事は、前条第2項ただし書により交付申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(補助金交付の条件)

第7条 補助金交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助金交付申請書に掲げる補助事業の内容又は経費の配分を変更しようとするときは、あらかじめ事業変更承認申請書(様式第3号)を提出し、知事の承認を受けること。ただし、補助対象経費の各費目相互間において、いずれか低い額の20%以内を増減させる場合又は補助事業の目的の達成に支障を来さない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合は、この限りではない。
- (2) 補助事業を中止又は廃止しようとするときは、事業中止・廃止承認申請書(様式第4号)を提出し、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

(状況報告)

第8条 県連合会長は、補助事業の遂行及び収支状況について、知事の要求があったときは、速やかに知事に報告しなければならない。

(実績報告)

第9条 県連合会長は、補助事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は交付決定をした日の属する年度の2月末日のいずれか早い期日までに、実績報告書(様式第5号)に関係書類を添えて、知事に報告しなければならない。

2 県連合会長は、前項の実績報告を行うに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 知事は、前条の規定により実績報告書を受領した場合は、その内容を審査し、補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、額の確定通知書(様式第6号)により県連合会長に通知するものとする。

2 知事は、県連合会長に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の交付方法)

第11条 知事は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定したのち、請求書(様式第7号)により支払うものとする。ただし、知事は、必要があると認める場合には、県連合会長に対し、概算払いにより交付することができる。

2 県連合会長は、前項の規定により概算払いを受けようとするときは、概算払請求書(様式第8号)を知事に提出しなければならない。

(財産の処分)

第12条 県連合会長は、補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)第14条第1項第2号の規定により経済産業大臣が別に定める期間を経過する以前に、間接補助事業者が、間接補助事業により取得し、又は効用が増加した財産(取得価格が50万円以上又は効用の増加価格が50万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産に限る。)を処分しようとするときは、あらかじめ財産処分申請書(様式第9号)を知事に提出し、その承認を得なければならない。

2 知事は、前項の承認をした県連合会長に対し、間接補助事業者が、当該承認に係る財産を処分したことにより収入があったときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることができる。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第13条 県連合会長は、補助事業完了後、申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、消費税仕入税額控除適用報告書(第10号様式)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(交付決定の取消等)

第14条 知事は、第7条第2号の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第6条の交付の決定の全部若しくは一部を取消し又は変更することができる。

(1) 県連合会が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 県連合会が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

(3) 県連合会が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

(4) 県連合会が交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

(5) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたとき

2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消に係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

3 知事は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第2項に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第10条第3項の規定を準用する。

(書類の保管)

第15条 県連合会長は、補助事業に係る帳簿及び証拠書類を当該補助事業完了の年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかななければならない。

(産業財産権等に関する報告)

第16条 県連合会長は、間接補助事業者が、間接補助事業に基づく発明、考案等に関して、特許権、意匠権または商標権等(以下「産業財産権等」という。)を補助事業期間内に出願若しくは取得した場合又はそれを譲渡し、若しくは実施権等を設定した場合には、遅滞なくその旨記載した産業財産権等取得等届出書(様式第11号)を知事に提出しなければならない。

(収益納付)

第17条 知事は、間接補助事業の成果の事業化、産業財産権等の譲渡又は実施権の設定及びその他補助事業の実施により収益が生じたと認めた時は、県連合会に対し交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付させることができるものとする。

(間接補助金交付の際付すべき条件等)

第18条 県連合会長は、補助事業の開始前に、間接補助事業者への補助金交付の手續等について、第5条から第7条まで、第9条から前条までの規定に準ずる条件を付した交付要領を定め、知事の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項については別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年6月28日から施行する。

別 表（第4条関係）

補助区分	補助対象経費	補助率
事業費	<p>○内容 間接補助事業者への補助金</p> <p>○対象経費等 (1)対象経費 機械装置等費、広報費、展示会等出展費、旅費、開発費、資料購入費、雑役務費、賃借料、専門家謝金、専門家旅費、車両購入費（買い物弱者対策事業に限る。）、設備処分費、委託費、外注費</p> <p>(2)補助率 上記の1/2（ただし、経営革新計画に基づいて事業を実施する場合は、2/3）</p> <p>(3)補助限度額 500千円（ただし、経営革新計画に基づいて事業を実施する場合は、1,000千円）</p>	10/10
事務費	<p>○内容 事業の審査、事業費の交付決定・確定検査・支払い等に要する経費</p> <p>○対象経費 賃金、謝金、旅費、会議費、賃借料、通信運搬費、消耗品費、雑役務費、委託費、その他の経費（知事が事業に必要な経費として認める経費）</p>	10/10

第 年 月 日
号

山梨県知事 殿

法人の名称
代表者氏名 印

年度やまなしイノベーション創出事業費補助金(経営計画等)交付申請書

このことについて、次のとおり事業を実施したいので、やまなしイノベーション創出事業費補助金(経営計画等)交付要綱第5条第1項の規定により、関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

- 1 補助事業の内容
- 2 補助金交付申請額 円
(補助金所要額 - 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 = 補助金)
- 3 収支予算書 (様式第1号の1)
- 4 事業完了予定日 年 月 日
- 5 その他添付書類

収 支 予 算 書

○収入の部

単位：円

区 分	補助対象経費	積算内訳	備 考
県補助金			
自己資金			
そ の 他			
合 計			

○支出の部

単位：円

費目	区 分	補助対象経費	積算内訳	補助金充当額	備 考
事業費	補 助 金				
	賃 金				
事務費	謝 金				
	旅 費				
	会 議 費				
	賃 借 料				
	通信運搬費				
	消 耗 品 費				
	雑 役 務 費				
	委 託 費				
	その他の経費				
	合 計				

※収入、支出の各区分に従って記載してください。

第 年 月 日

殿

山梨県知事 印

年度やまなしイノベーション創出事業費補助金(経営計画等)交付決定通知書

年 月 日に申請のあったやまなしイノベーション創出事業費補助金(経営計画等)については、やまなしイノベーション創出事業費補助金(経営計画等)交付要綱第 6 条の規定により、次のとおり交付することに決定したので、通知します。

- 1 補助金の交付の対象となる事業は、年 月 日付けで申請のあった事業とし、その内容は補助金交付申請書記載のとおりとする。
- 2 補助事業に要する経費及び補助金の交付決定額は、次のとおりとする。

補助事業に要する経費	円
補助金の交付決定額	円
- 3 補助事業に要する経費の配分は、前記補助金交付申請書記載のとおりとする。
- 4 補助金の交付の条件は次のとおりとする。
 - (1) 補助事業の内容又は補助事業に要する経費の配分を変更する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更についてはこの限りではない。
 - ア 補助対象経費の各費目相互間におけるいずれか低い額の 20%以内の経費の配分の変更
 - イ 補助事業の目的の達成に支障がなく補助金の増額を伴わない事業計画の細部の変更
 - (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
 - (3) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- 5 補助金の交付の条件等に違反した場合の措置
 - (1) 次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合がある。
 - ア 法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反したとき

- イ 補助金を本事業以外の用途への使用をしたとき
- ウ 補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をしたとき
- エ 交付決定後生じた事情の変更等で、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき
- オ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたとき

- (2) 補助金の交付決定を取り消した場合、補助事業等の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。
 - (3) 交付決定の取り消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年10.95%の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。
 - (4) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、第5項(1)のエに規定する場合を除き、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95%の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。
- 6 補助事業が、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されているか確認するため、補助事業の遂行状況について報告させることがある。
 - 7 補助事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は翌年2月末日のいずれか早い期日までに、補助事業の成果を記載した実績報告書に係る書類を添えて知事に報告しなければならない。
 - 8 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、補助事業終了年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。

第 年 月 日 号

山梨県知事 殿

法人の名称
代表者氏名 印

年度やまなしイノベーション創出事業費補助金(経営計画等)
事業変更承認申請書

年 月 日付 第 号で交付決定のあった補助事業について、次のとおり変更したいので、やまなしイノベーション創出事業費補助金（経営計画等）交付要綱第7条第1号の規定により、次のとおり申請します。

1 変更の理由

2 変更の内容

※ 交付申請の添付書類に準じて、変更前と変更後の内容が分かる書類を添付すること。

第 年 月 日 号

山梨県知事 殿

法人の名称
代表者氏名 印

年度やまなしイノベーション創出事業費補助金(経営計画等)
事業中止・廃止承認申請書

年 月 日付 第 号で交付決定のあった補助事業について、次のとおり事業を中止・廃止したいので、やまなしイノベーション創出事業費補助金交付要綱（経営計画等）第7条第2号の規定により、次のとおり申請します。

1 中止・廃止の理由

2 中止・廃止年月日

※参考となる書類を添付すること。

第 年 月 日
号

山梨県知事 殿

法人の名称
代表者氏名 印

年度やまなしイノベーション創出事業費補助金(経営計画等)実績報告書

年 月 日付 第 号で交付決定のあった補助事業について、やまなしイノベーション創出事業費補助金(経営計画等)交付要綱第9条第1項の規定により、次のとおり報告します。

- 1 補助金交付決定額 円
- 2 収支決算書 (様式第5号の1)
- 3 その他添付書類
間接補助事業者の実績報告書一式

収 支 決 算 書

○収入の部

単位：円

区 分	交付決定額	決 算 額	備 考
県補助金			
自己資金			
そ の 他			
合 計			

○支出の部

単位：円

費目	区 分	交付決定額	決 算 額	補助金充当額	備 考
事業費	補 助 金				
	賃 金				
事務費	謝 金				
	旅 費				
	会 議 費				
	賃 借 料				
	通信運搬費				
	消 耗 品 費				
	雑 役 務 費				
	委 託 費				
	その他の経費				
	合 計				

※「決算額」は具体的な支出内容が分かるように記載してください。

※領収書等の支出内容が分かる資料を必ず添付してください。

第 号
年 月 日

殿

山梨県知事 印

年度やまなしイノベーション創出事業費補助金(経営計画等)の額の確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあったこのことについては、やまなしイノベーション創出事業費補助金(経営計画等)交付要綱第10条第1項の規定により、次のとおり補助金の額を確定します。

確 定 額 円

第 年 月 日 号

山梨県知事 殿

法人の名称
代表者氏名 印

年度やまなしイノベーション創出事業費補助金(経営計画等)請求書

このことについて、次のとおり請求します。

1 精算払請求額 円

交付確定額	概算払受領額	今回請求額
金 円	金 円	金 円

2 支払方法

口座振替	振込先金融機関名	
	口座の種別・番号	当座 ・ 普通 No.
	(フリガナ)	
	口座名義	

第 年 月 日 号

山梨県知事 殿

法人の名称
代表者氏名 印

年度やまなしイノベーション創出事業費補助金(経営計画等)概算払請求書

年 月 日付 第 号で交付決定のあったやまなしイノベーション創出事業費補助金(経営計画等)について、次のとおり概算払いの請求をいたします。

1 概算払請求額 円

補助金交付 決定額 ①	既 概 算 払 受 領 額 ②	差 引 額 ① - ② = ③	今回概算払 請求額 ④	備 考

2 概算払請求の理由

3 支払方法

口座振替	振込先金融機関名	
	口座の種別・番号 (フリガナ)	当座 ・ 普通 No.
	口座名義	

第 年 月 日 号

山梨県知事 殿

法人の名称
代表者氏名 印

年度やまなしイノベーション創出事業費補助金(経営計画等)に係る
財産処分申請書

年度やまなしイノベーション創出事業費補助金(経営計画等)により取得した財産を処分したいので、やまなしイノベーション創出事業費補助金(経営計画等)交付要綱第 12 条第 1 項の規定により申請します。

1 処分しようとする品目

品目名	数量	取得年月日	取得価格	時価相当額

2 処分の方法

3 処分の理由

※年度は、補助事業を実施した年度を記入すること。

※「時価相当額」は、当該品目の一般的な評価方法により算出すること。

※「処分の方法」及び「処分の理由」は、具体的に記入すること。

第 年 月 日
第 号

山梨県知事 殿

法人の名称
代表者氏名 印

年度消費税仕入税額控除適用報告書

年 月 日付 第 号により交付決定及び確定通知があったやまなしイノベーション創出事業費補助金（経営計画等）について、やまなしイノベーション創出事業費補助金（経営計画等）交付要綱第13条第1項の規定に基づき、次のとおり報告します。

- | | |
|--|---|
| 1 補助金額（知事が確定通知書により通知した額） | 円 |
| 2 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除額 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額 | 円 |
| 4 補助金返還相当額（3－2） | 円 |

※その他参考となる資料を添付してください。

第 年 月 日 号

山梨県知事 殿

法人の名称
代表者氏名 印

年度産業財産権等取得等届出書

やまなしイノベーション創出事業費補助金（経営計画等）交付要綱第 1 6 条の規定に基づき、次のとおり産業財産権等の取得（出願、譲渡、実施権の設定）をしたので届け出ます。

- 1 産業財産権等の種類及び番号
- 2 産業財産権等の内容
- 3 相手先及び条件（譲渡、実施権設定の場合）